

# 第 17 回大阪 P C B 廃棄物 処理事業監視部会

令和 4 年 9 月 8 日 (木)

10:00~11:28

於：大阪市環境局第 1 会議室

(ウェブ会議により実施)

# 第 17 回 大阪 P C B 廃棄物処理事業監視部会

## 議事次第

### 1. 開会

### 2. 挨拶

### 3. 議題

- (1) 大阪 P C B 廃棄物処理事業の進捗について
- (2) 環境モニタリング調査について
- (3) 高濃度 P C B 廃棄物処理事業継続等に関する検討要請に対する  
大阪市の対応状況について
- (4) 要請に対する御回答を踏まえた環境省の今後の対応について
- (5) その他

### 4. 閉会

○深瀬係長（司会）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第 17 回大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会を開催させていただきます。

本日は、有識者の方々をはじめ、皆様方におかれましては御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。前回に続きまして、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ウェブでの会議開催とさせていただきます。

議事に入りますまで、本日の進行役を務めさせていただきます大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループの深瀬でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、会議の開催についてお願いがございます。有識者の皆様は、パソコンのカメラはオン、マイクはオフの状態にさせていただきますようお願いいたします。また、御発言の際は挙手ボタンをクリックしてください。また、部会長が指名いたしますので、指名後、マイクをオンにいただき、御発言をお願いいたします。

なお、御発言後はマイクをオフにいただき、再度挙手ボタンをクリックし、手を下げてください。

部会の開催に当たりまして、視聴者の皆様にはあらかじめお配りいたしました遵守事項に従いまして、お静かに御視聴いただきますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、事務局の大阪市を代表いたしまして、大阪市環境局環境管理部長の松井から御挨拶をさせていただきます。

○松井部長（大阪市）

皆様、おはようございます。大阪市環境局環境管理部長の松井でございます。本日は大変お忙しい中、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、前回に引き続きウェブ会議とさせていただきます、不便なところもございますが、よろしくお願い申し上げます。また、岩井会長におかれましては、御足労いただきまして、ありがとうございます。

平素は環境行政をはじめ、本市の市政各般にわたりまして、御理解、御協力賜っておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、これまで有識者の皆様方には、貴重な御意見や御指導をいただくとともに、関係者の皆様の御理解と御協力によりまして、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の大阪 PCB 処理事業所での近畿 2 府 4 県内の高濃度 PCB 廃棄物につきましては、平成 18 年 10 月に処理が開始されて以降、大きなトラブルもなく、順調に、また安全かつ適正に処理が進められてきました。国の PCB 廃棄物処理基本計画では、大阪 PCB 処理事業所の事業エリアの高濃度 PCB 廃棄物の計画的処理完了期限は本年 3 月末と定められているため、計画的な処理は終了しておりますが、通常の PCB 廃棄物に比べて処理に手間や時間を要

するものへの対応や、計画的処理完了期限後に新たに発見されました場合の対応が必要となってきますことから、こうした課題に対応するため、令和3年9月22日に、国からJESCO事業所が立地する地元自治体に対して、JESCOにおける高濃度PCB廃棄物の継続処理等の検討要請がございまして、本市には令和5年度までの少なくとも2年間の処理継続、また、北九州事業エリアにて新たに発見されたコンデンサ等の処理についても検討要請がなされたところでございます。

国からの要請への対応を検討するため、本市では地元此花区の住民の方々に対して、高濃度PCB廃棄物の処理事業の継続に関する説明を実施いたしまして、皆様の多大なる御理解、御協力の下、事業終了準備期間内に一日でも早く処理を終了し、期限を厳守することを条件に、本年3月に要請を受け入れたものであります。その結果、国の処理基本計画が変更され、今年度においても事業終了準備期間を活用して、引き続き処理を行うこととなりました。

JESCO事業所におかれましては、今後も確実な処理を行い、事故やトラブルなどにより、高濃度PCB廃棄物の処理が滞ることがないように事業を進めていただきますよう、お願いいたします。

有識者の皆様には引き続き、JESCOの処理事業、また、事業終了に向けた準備作業も含め忌憚のない御議論をいただき、その中でいただいた御意見を踏まえまして、引き続きPCB廃棄物の適正処理や周辺地域の環境保全、施設の安全確保に務めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○深瀬係長（司会）

続きまして、本日は環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から松田課長、新保課長補佐に御出席いただいております。

それでは、御挨拶をいただきたいと思います。

#### ○松田課長（環境省）

皆様、おはようございます。今年の7月に環境省廃棄物規制課長に着任いたしました松田でございます。皆様には日頃からPCB廃棄物の処理の推進に御理解、御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

環境省においては、各事業エリアにおいて、高濃度のPCB廃棄物の処理を終わらせるために、昨年9月22日に大阪市様をはじめ、JESCOのPCB処理施設の立地地方公共団体の皆さんに対して、環境大臣名で処理期間の延長や北九州事業エリアで新規発見されたコンデンサなどの広域処理に関して検討要請を行わせていただきました。この要請につきまして大阪市様において御検討いただいた結果、令和4年3月に受入れの御回答をい

ただいた次第でございます。御検討の上、受入れの御判断をいただいた大阪市様、また、多大なる御理解と御協力をいただきました地元の住民や関係者の皆様に、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

その後、環境省において早期に処理体制を整えるべく、要請事項を踏まえまして、5月31日にPCB廃棄物処理基本計画の変更を閣議決定いたしまして、新たな処理体制による処理を進めているところでございます。

松井部長からもお話がございましたけれども、環境省としましても要請を受け入れるに当たって、大阪市様からいただいた条件であるJESCO大阪事業所の安全操業の確保、また、事業終了準備期間の厳守等をしっかり遵守して、高濃度PCB廃棄物の処理が滞ることがないように、引き続き関係者の皆様の御協力もいただきながら、PCB廃棄物の処理が一日も早く進むように全力をもって取り組んでいきたいと思っております。

本日の会議でも、皆様から御意見を賜ることで、JESCO大阪PCB処理事業所の安全確保の徹底やPCB廃棄物の早期処理に向けたさらなる取組の推進につなげていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

私からの挨拶とさせていただきます。

#### ○深瀬係長（司会）

ありがとうございました。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第、続きまして、表裏1枚物の出席者名簿でございます。続いて、議題(1)に係りますJESCOの資料といたしまして、資料1-1、「大阪PCB廃棄物処理事業の操業状況について」、別添資料1-1、「プラント設備解体撤去の準備について」、資料1-2、「大阪PCB処理事業所の長期保全の取り組みについて」でございます。

続いて、議題(2)に係ります本市の資料といたしまして、資料2、「令和4年度環境モニタリング調査について」でございます。

続いて、議題(3)に係ります本市の資料といたしまして、資料3、「高濃度PCB廃棄物処理事業継続等に関する検討要請に対する大阪市の対応状況について」でございます。

最後に、議題(4)に係ります環境省の資料といたしまして、資料4、「要請に対する御回答を踏まえた環境省の今後の対応について」でございます。本日の資料は以上でございます。資料の配付漏れ、送付漏れ等はございませんでしょうか。ございましたら、お知らせください。

それでは、議事に入らせていただきます。部会長であります大阪市の谷野産業廃棄物規制担当課長が議事進行することとなりますので、谷野課長、よろしくお願ひいたします。

#### ○谷野課長（大阪市）

おはようございます。本日、PCB監視部会の部会長をさせていただきます大阪市環境局

産業廃棄物規制担当課長の谷野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本 PCB 監視部会は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の大阪 PCB 処理事業所の操業状況やトラブルの有無、また環境保全対策などの報告を受けまして、有識者の皆様からの御意見を賜り、より安全な操業を確保することを目的として開催するものでございまして、近畿ブロックの産業廃棄物処理対策推進協議会の部会として、毎年おおむね 2 回、公開による会議を開催しておりまして、近畿ブロックの監視部会としましては、今回通算で 17 回目の開催となります。

それでは、早速ですが、議事次第に従いまして、説明をお願いしたいと思います。

まず、議題（1）にございます、大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗について、JESCO 様から説明をお願いいたしますが、資料のボリュームがございますので、前半と後半に分けて説明いただきたいと思います。

資料 1-1 の 21 ページ、5. の「ヒヤリハット・キガカリの取組状況」のところまでを前半に説明いただき、一旦、御意見、御質問を承った後、資料 1-1 の 23 ページ、「6. PCB 廃棄物処理施設設備改造・運用変更」から後半の説明を再開していただき、続けて資料 1-2、「大阪 PCB 処理事業所の長期保全の取り組みについて」を御説明いただくという形で、前半後半 2 回に分けて説明をいただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

#### ○安井所長（JESCO）

JESCO 大阪 PCB 処理事業所の安井でございます。資料 1-1 に基づきまして、操業状況について御説明させていただきます。

まず、1 ページのところでございます、搬入実績となります。操業開始となりました平成 18 年 10 月から令和 4 年 7 月末までに搬入されたものの実績としております。

表-1 に、トランス類、コンデンサ類、廃 PCB 等、PCB の油でございますけれども、この 3 品目につきまして、各年度ごとに 2 府 4 県、また、大阪府の内数として大阪市、合計ということで表にまとめさせていただいております。

それぞれ 3 品目の処理対象物のうち各年度の下の方に、令和 4 年 7 月までの、今年度に入ってからの実績ということでお示しをしておりますけれども、トランス類につきましては、総数 2,746 台、コンデンサ類 8 万 9,110 台、廃 PCB 等は 2,768 本の搬入を終えております。近畿 2 府 4 県につきましては、先ほど環境管理部長の御挨拶にもありましたが、令和 3 年度末、これが計画的処理完了期限となっております。ここの 3 月 31 日までに私どものところに登録等をなされました PCB 廃棄物につきましては、令和 4 年 5 月下旬までには全ての搬入を終えまして、6 月初旬までには、その処理も終えたというところでございます。表中、まだ登録されて搬入されていないものにつきましては 4 月以降に登録されたものということになろうかと思っております。

2 ページでございます、中間処理実績等ということでございまして、搬入をいただきま

したものにつきまして、処理事業所内で無害化処理ということにしております。同じく令和4年7月末までの実績となります。こちらの実績は表-2にお示ししております、表-2の一番右から2列目が、直近の令和4年度になってから、また、一番右が合計となっております。トランス類は2,746台、コンデンサ類は8万4,123台、廃PCB等は2,688本の処理を終えたというところでございます。

その次の3ページの上に、中間処理実績等につきましてのグラフ、棒グラフ、折れ線グラフでそれぞれお示ししておりますけれども、トランス類につきましては、平成21年度をピークに台数が減少。重量につきましては、20年から28年度は300トンから400トンということで推移しておりました。平成30年度には、超大型物の処理が進みまして、300トン程度の処理となりました。年間の処理量は減ってきておまして、令和3年度末までに登録いただいたトランス類等の処理は終えたというところでございます。

コンデンサ類につきましては、平成24、5年度をピークに、重量、台数とも減少してございます。平均重量では、24年度は54.4キロということでございましたけれども、その後の掘り起こし活動によりまして登録されますコンデンサ類、これは小さなものが多いということでございまして、平成30年度以降は、平均重量30キロ程度となっております。

廃PCB等でございますけれども、こちら平成24、5年をピークに、本数、重量とも、28年度まで減少いたしましたけれども、29年度から少量保管事業者様の分析検体の残液、これの処理が増えております。また平成30年度からは超大型トランスから抜油した油の処理、令和元年度からは、多量保管事業者様、この後3ページから4ページにかけても御説明させていただきますけれども、そういった処理が開始されたということがございまして、本数、重量が増加しているというところでございます。

また、昨年度末の計画的処理完了期限後も登録が、コンデンサ、また油のものが続いておりますので、引き続き、安全確実に処理を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、3ページでございます。処理手間物等の処理ということになります。高濃度の硫黄を含有する油ということと多量保管事業者の油となりますけれども、アのところ、高濃度の硫黄を含む油でございますけれども、表-3のところにお示ししておりますが、2社の方でドラム缶でいいますと67本の油がございました。硫黄につきましては、大阪事業所に対応しております脱塩素化分解ではパラジウムカーボン触媒を使用しておりますので、この触媒の活性を阻害するということになっておまして、反応ごとの硫黄の濃度、これを調整いたしまして処理を進めるということになりました。通常油処理に対しまして数倍の時間を要するということになりましたけれども、この67本の処理につきましては、全て処理を終えたというところでございます。処理期間については、表-3のところにお示ししてございます。

その次、4ページでございますけれども、もう1つ、多量保管事業者様の廃PCBの油でございますけれども、こちらにつきましては、表-4にお示ししております。油につきま

しては、ドラム缶で 681 本ということになっておりますが、これにつきましては、1 つは、イソプロピルアルコールで PCB の汚染物につきまして、PCB が抽出されまして高濃度の油になったもの、これが 511 本。また、その後 PCB の固形物ですとか高粘度の液状物、これを炭化水素系の溶剤、2 種類の溶剤を使われまして、粘度調整を加えた油でございますが、これが②③④ということで、170 本のドラム缶となっております。こちらにつきましては、表の右から 2 列目にありますけれども、総数で 428 本搬入を終えておりまして、378 本の処理を終えたというところがございますけれども、引き続き、安全確実に処理を進めさせていただいているというところがございます。

4 ページの下のところは、エリア間移動による処理の推進でございます。平成 26 年 6 月の国の処理基本計画の変更にあたりまして、5 事業所間での相互処理を図ってございます。新幹線に搭載されておりました車載トランスにつきましては大阪事業所での処理、これは平成 30 年度に処理を終えております。また、ポリプロピレンを素子に使用しておりますコンデンサでございますが、大阪事業エリアに保管されておりましたけれども、豊田事業所におきまして、令和元年度までに処理を終えたというところがございます。また、特殊コンデンサにつきましては、北海道事業エリア、豊田事業エリアからそれぞれ大阪事業所に運び込みまして処理をしておりましたけれども、令和 2 年度までで処理を終えてございます。

②番が、今回令和 4 年 5 月の処理基本計画変更にあたりましてのエリア間移動となりますけれども、北九州事業エリアにおきまして事業終了後に新たに発見されておりますトランス、コンデンサ等の一部につきまして、大阪事業所での処理を行うということでございます。現在、所管の自治体等で保管事業者様に対して処理される意思についての確認を行っておりまして、順次手続等を進めているというところがございます。

5 ページ、営業活動等でございます。総ざらいの取組でございますけれども、令和 4 年の 7 月末現在の状況でございます。先ほど来ありますとおり、5 月 31 日に処理基本計画が変更されまして、事業終了準備期間となります令和 4 年度以降も、北九州事業エリアで新たに見つかっておりますトランス、コンデンサ等の一部について処理をするとなっております。

令和 4 年 3 月 31 日の計画的処理完了期限までに登録をされたものについては、6 月末までに処理を終えておりますけれども、その後、4 月以降新たに判明したのものもあるというところがございます。なお、前回まで処理手続を進めていただけない保管事業者様があるということで御報告しておりましたけれども、計画的処理完了期限内にその方たちにつきましては、全て搬入されて処理も終えたというところがございます。結果といたしまして、近畿 2 府 4 県内では、行政代執行につきましては 7 件実行されておりますが、いずれも保管事業者様が特定できなかった案件ということでございました。

計画的処理完了期限以降に登録されたものがございますけれども、この 4 月 1 日以降、7 月末までに近畿 2 府 4 県内で新たに登録された保管事業者様が 26 者、トランスはゼロ

でございますが、コンデンサが 32 台ということになってございます。これまでのところ、この 26 者の方につきましては、処理手を順次進めていただいているというところがございます。現在大阪事業所につきましては、定期点検で各設備を止めて点検を行っておりますけれども、処理再開後に搬入して、処理を進めていくということで考えてございます。

(3) 北九州事業エリアの継続保管物の状況ということでございます。こちらにつきましては、令和 4 年 7 月末現在、北九州事業エリアの継続保管物、大阪事業所におきまして登録が完了した案件はございませんけれども、現在、各行政に届出されました廃棄物につきまして、廃棄物の現物確認、また保管者様の処理意思の確認等に努めてございます。今後処理意思を確認できました保管者様との契約を順次進めまして、今年度の 10 月から 12 月にかけて集中搬入期間を設定いたしまして、搬入、処理を進めていくということで取組を進めてございます。

なお、北九州事業エリアで新たに見つかっております継続保管物でございますけれども、九州、沖縄の 8 県につきまして大阪事業所で処理をするということで進めておりました。表-5 のところに、これまで見つかったものにつきまして一覧表でお示ししております。保管者様は 108 者、トランスが 1 台、コンデンサは 154 台、廃 PCB の油 20 本、これは分析に使用されたような油ですとか試薬といったもので、1 本 1 本は少量のものと伺っております。

その次のページ、6 ページでございますけれども、払出実績等でございますが、処理に伴いまして発生いたします有価物・廃棄物の払出実績につきまして、表-6 にお示ししてございます。表の一番右が、この令和 4 年度になってから 7 月末までの実績となっておりますけれども、有価物といたしましては、劣化溶媒、また、鉄、銅、その他となります。廃棄物につきましては、塩酸ですとかビフェニル、トリクロロベンゼンといったものになりますけれども、処理するものが少なくなっておりますので、それぞれ払出しする量も減ってきているというところでございます。トランスにつきましては、今年度に入ってから処理がございませんので、銅ですとかトリクロロベンゼンといったものについては払出実績がゼロとなっております。

表-7 のところにつきましては、払出ししております廃棄物等の再資源化方法についてお示ししておりますが、前回の監視部会以降変更はございません。

7 ページでございます。運転廃棄物の状況でございます。処理に伴いまして発生いたします運転廃棄物でございますが、廃棄処理に使用しております活性炭ですとか、現場で作業いただきます作業員の方が身につけております保護具、マスク、手袋、そういったものでございます。

処理の実績につきまして、表-8 にお示ししております。平成 24 年度からでございますけれども、各年度ごとでございますが、表の左半分が低濃度のもの、無害化処理認定施設への処理をお願いしているもの、右側が高濃度のものがございます。自所処理、大阪

事業所内で処理しているものと、JESCO のほかの事業所、東京事業所、北九州事業所に運んで処理をしているものがございます。

一番下が、令和 4 年になってから 4 月以降は各月ごとの実績を掲載させていただいておりますけれども、自所処理しております廃活性炭でございますけれども、令和 3 年 11 月からは、VTR が 4 機ございますけれども、それまでは D 号機で処理をしておりましたが、11 月からは C 号機で処理を継続してございまして、計画的にこの間も処理を進めているというところでございます。

8 ページのところにつきまして、運転廃棄物の処理の推移をお示ししておりますけれども、図-2、施設内で保管されております、一部施設外もありますけれども、この運転廃棄物、それぞれドラム缶に密閉した状態で封入いたしまして保管しておりますが、これらのドラム缶の本数をお示ししてございます。

この運転廃棄物でございますが、当事業所の操業開始時から定期点検ですとか処理に伴いまして発生しておりました。平成 23 年度にはこのドラム缶の保管数が 3,426 本となっております。そのような状況の中で平成 23 年 7 月には、地元の此花区及び行政に、外部に保管倉庫をお借りするという経緯について御説明をさせていただいております。また、この監視部会の前身の会議体であります監視会議におきましても、平成 23 年 8 月第 17 回の会議におきまして、その経緯を御説明させていただいております。

それに基づきまして、当事業所がございまして大阪市此花区の舞洲内に、外部倉庫をお借りしておりました。この外部倉庫におきましては、低濃度の PCB 汚染物であります活性炭、ポリプロピレンのシート、また保護具といった乾燥したものについてドラム缶に封入して置いておりましたけれども、無害化処理認定施設での処理体制が整備されまして、また、エリア間移動処理及び自所処理によりまして、この運転廃棄物は減らしてきておりました。この外部倉庫につきましては、図-2 の中でいいますと、黄緑色の線でお示しておりますが、本年の 7 月末までに 0 本になりましたので契約を解約したというところでございまして、現在保管されておりますのは、この大阪事業所内の敷地内にあります建物、また倉庫内ということになってございます。順次これらにつきましても処理を進めてまいるということでございます。

9 ページからは、各種モニタリング結果をお示ししてございます。まず 9 ページ、表-9 のところは、排水でございます。汚水排水、雨水排水につきましては、年に 1 回測定しております。PCB、ダイオキシン類の結果、表の真ん中ちょっと左側のところ、二重線で囲ったところが、令和 4 年 6 月から 7 月にかけてサンプリングした結果でございます。PCB、ダイオキシン類につきましては、いずれも自主管理目標値を下回っていたというところでございます。文面に汚水の 5 地点ともと書いてありますが、雨水につきましても、その結果が判明いたしましたので表には掲載しております。全ての地点で自主管理目標値を下回ったというところでございます。

10 ページ、騒音・振動でございますけれども、表-10 のところに敷地の東西南北、ま

た4つの時間帯におけます騒音と振動の結果について、表の真ん中辺り、二重線で囲ったところにお示ししておりますけれども、いずれの時間帯、いずれの方角も維持管理値を下回ったというところでございます。

11ページから12ページにかけては、建物から外部に出ている排気中に含まれております有害物質等の分析結果ということになります。まず11ページが西棟、次の12ページが東棟ということで、棟ごとに表でお示しております。それぞれの表の真ん中、二重線で囲ったところが、今年の5月にサンプリングした結果というところでございます。この排気につきましては、年2回の測定ということでございまして、前回の監視部会以降は、この1回分ということになります。PCB、ダイオキシン類、塩化水素、ベンゼン濃度等の測定を行っております。

また、ボイラー排気口につきましては、窒素酸化物、ばいじんについても測定しておりますけれども、いずれも自主管理目標値を下回ったということは確認してございますけれども、11ページのところでいいますと、③番、⑤番、⑦番のところでございますが、ダイオキシンにつきましては、その前3回分の結果がその表に掲載されておりますけれども、その前3回に比べまして高い値を、報告を受けました。

7月の段階で速報を受けましたので、その速報があつてすぐに再測定を業者をお願いしております。③番と⑤番のところにつきまして、2か所につきまして都合が付きましてので再測定をいただきまして、この再測定の結果につきましては速報いただきましたけれども、ダイオキシンにつきましてはその前3回と比べまして、同等かそれよりも低い値だったというところでございまして、そういう状況でございます。原因等々につきましては、検討しておりますけれども、まだ分かっておりません。

現在定期点検で施設を止めておりますので、これらの排気の系統に設置しております活性炭でございまして、これにつきましてはこの定期点検期間中に全ての系統で新しいものに更新したというところでございます。また、活性炭中のこういった分析等々もいたしまして検討を進めているということにしております。

12ページは東棟でございまして、こちらについてはいずれも自主管理目標値未達ということでございまして、特別高い値ということではないというところでございます。

13ページが周辺環境モニタリングでございまして、年4回、事業所内とまた事業所近傍の2地点におきまして、PCB、ダイオキシン類、ベンゼンにつきまして4回測定をしております。これにつきまして、表-12のところに結果をお示しております。令和3年度の4回分、また令和4年度になってからの春と夏の結果でございまして、いずれも環境基準値等は下回っていたというところでございます。

14ページのところに、PCBとダイオキシン類につきましては、表-13並びに14で、当事業所が開所する前の平成17年から年間平均ということで表でお示しし、その数字につきまして、図-3でグラフ化させていただいております。各グラフにつきましては、一番右が直近ということになります。令和4年度につきましては2回分の平均値となります。

けれども、操業開始以降、上昇するということは見受けられないというところでございます。表-15は臭気でございますけれども、こちらは年1回、毎年10月ということでございますので、前回の監視部会以降、新たなものはございません。

15 ページは、モニタリングをどこで行っているかですね。汚水排水ですとか騒音振動につきまして行っている場所につきまして平面図でお示しをしております。

また、16 ページから 17 ページは、排気のモニタリングにつきまして、どういった設備、部屋の排気かということについてお示ししているというところでございます。先ほどダイオキシン類が少し高めのもので出たというところにつきましては、16 ページの西棟でございますけれども、左側のところ、楕円形の丸が並んでおりますが、上から3つ目でございます。排気-6番、ここのところの一番右側ですね、P0402のポイントが先ほどの表の③のポイントでございます。

また、一番左側の楕円形が、上から5番目のところですね。作業空間の換気の2番目ですね。ここのところを一番右に行ったところの P0202、ここが先ほど表でいいます⑤番。その P0202 から下に下りまして、1つ飛ばして P0205 ですね、ここが先ほどの⑦番ということでございまして、3か所ありましたけれども、1つは処理に伴います設備からのもの、また2つは、作業環境中の空気ということでございました。

続きまして18ページ、作業環境測定の結果でございます。18ページのところには、PCB濃度とダイオキシン類濃度につきまして、法定測定をしております大型解体室、小型解体室、また廃アルカリの小分けブース内につきましてグラフ化させていただいております。それぞれのグラフ、一番右が直近ということになります。こちらの作業環境測定も年2回の測定となっております、それぞれの測定結果につきましては20ページの表-16に数字でお示ししておりますけれども、今回令和4年6月にサンプリングした結果というところでございますけれども、PCBにつきましては、許容濃度であります $0.01\text{mg}/\text{m}^3$ については下回っているというところでございます。

ダイオキシン類につきましては、管理濃度であります $2.5\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ につきましては超えておりますけれども、この間、特に高い値ということを示していないというところでございます、現在行っております定期点検期間中に徹底的に清掃、除染を行うということは継続して取り組んでいるというところでございます。

19 ページ、作業環境の改善対策でございますけれども、前回の監視部会以降、新たな取組としてはございませんけれども、毎年実施しております定期点検期間中に徹底的に清掃、除染を行うということと、日々の作業につきまして、一仕事片づけということで、3S、4Sを徹底するというところで、作業環境の改善に取り組んでいるというところでございます。

表-16 につきましては、自主測定を行っております各部屋の結果も含めまして一覧表にお示ししております。こちらの表は、一番左に部屋名を入れておりますけれども、その右隣が直近の値となっております。表中赤字で示しておりますのは、管理濃度を超過し

ている部分でございますけれども、特に急上昇しているといった部屋はございませんで、どちらかといいますと低下傾向ということが見て取れるというところかと思えます。

21 ページ、ヒヤリハット・キガカリの取組状況でございます。ヒヤリハット・キガカリの活動は、事業所の安全レベル向上と危険のない職場づくりのために積極的に取り組んでございます。操業以来提出いただいたものにつきましては表-17 にお示ししております。ヒヤリハットにつきましては令和4年度7月末までに13件、キガカリが46件の提出をいただいております。それぞれ提出いただいた内容につきましては、事業所内で運転会社、また JESCO 内でタスクチームを設けまして、1件ごとにその内容を確認いたしまして対策を打っているというところでございます。またその内容につきましては、産業医が出席されます安全衛生協議会の場合でも協議をさせていただいております。

このヒヤリハット・キガカリの内容でございますけれども、令和3年度に出されたものも含めまして、ヒヤリハット54件、キガカリ242件につきまして項目別分類を円グラフでお示ししております。いずれもこの間に出されたものにつきましては、破損に対するものというものが一番多くなったというところでございます。

また、労働災害の未然防止策をより有効に進めるために、JESCO 全事業所におきましては、ヒヤリハットにつきましてリスク評価を行っております。リスクが一定高いと判断されたものにつきましてはインシデントと位置づけておりまして、本社に報告してほかの事業所にも水平展開しリスク低減策を講じるということにしております。

表-18 の考え方により、そのリスクの見積りを評価しておりまして、表-19 に結果をお示ししております。大阪事業所におきましては、令和4年4月にリスクレベルⅢに該当インシデントと判断いたしました案件が1件発生しております。

これにつきましては、22 ページの下にお示ししております。この後、別添資料1-1でも御報告させていただきますけれども、西棟にあります小型解体室につきましては、一部設備の撤去工事をこの間行いました。この撤去工事の際に、重量物、50キロのものでございますが、この2個の撤去を行った作業の中で、手順書では、仮設で設置いたしました吊具を使用して作業をするということになっておりました。1個につきましてはこの吊具に基づきまして移動をされましたけれども、2個目のものにつきましては、途中で吊具から外すということをされまして、手を滑らせまして落下させたというところがございます。この落下いたしました重量物が通気中の空気配管、エア配管、これを破断させたということがございます。

このエア配管につきましては元弁を直ちに閉止し、特に大きな問題にはなってございませんけれども、作業員の方に対しましては、作業手順の遵守・確認の徹底を指導させていただいております。また、使用中のものにつきましては現場で確認し、識別等を行いまして、今後こういった撤去作業を行う際には、こういった使用中のものを止める、または場合によっては移設するといったことも含めまして検討するというようにしております。

前半部分は以上でございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまの JESCO 様からの説明につきまして、御意見、御質問等はございませんでしょうか。御意見のある方は挙手ボタンを押してください。よろしくお願いいたします。

上野先生、お願いします。

○上野外部有識者

1 件、インシデントがあったのはちょっと憂慮するところですけど、人身に影響がなかったのは非常によかったかなと思います。引き続き注意いただければと思いますけど、ちょっと 2 点ほど、確認させていただきたいことがございます。

5 ページのところの営業活動のところの 2 番なんですけれども、今年の 7 月末までの登録が、トランスは 0 台、コンデンサは 32 台という記述がございますけど、1 ページ目のところの年度別の搬入実績では 22 台になっているんですが、これはちょっとそこまでの表記が間に合わなかったということでしょうか。ちょっと細かいですけど。

それからもう 1 点は、先ほどの 5 ページに戻るんですが、北九州事業エリアからの廃棄物の搬入なんですけど、これは大阪事業所への登録というのは、北九州事業エリアだけでも直接登録されるということでしょうか。あるいは、北九州事業エリアで登録して、それが大阪事業所に搬入されるのか。ちょっと細かいんですけどどうなのかなと思いました。

それで、要は保管事業者が今現在 108 事業者ありますけど、特定できないものというのはないのかどうか。ちょっとその辺をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○安井所長（JESCO）

御質問ありがとうございます。インシデントにつきましては、しっかり取組をして、こういったことを二度と発生させないようにと取り組んでいくということで考えている所存でございます。

御質問でございますけれども、コンデンサにつきましては、近畿 2 府 4 県内で今年度 4 月以降、7 月末までに 32 台の登録をいただいておりますけれども、他方、1 ページのところ、搬入実績で今年度に入ってからコンデンサが 22 台の登録での齟齬ということになりますが、実はこの 22 台の搬入でございますけれども、この 22 台につきましては、このうち 21 台が 3 月 31 日までに登録等をされたものにつきまして、その後契約また収集運搬事業者様との搬入調整が整って搬入されたものでございます。

4 月以降登録された 32 台のうち 1 台だけがその契約ですとか搬入の手続を済ませて搬

入されたということで、今年度になってからの 32 台のうち 31 台がまだ搬入されていないというところがございます、それが表-1 のところのコンデンサ登録数と合計数が一番右のところにあります、8 万 9,110 と 8 万 9,141 ということで、31 台ずれがあると。この 31 台が今年度に入ってから登録されて、まだ搬入されていないものということになります。

○上野外部有識者

分かりました、ありがとうございます。

○安井所長（JESCO）

すみません。もう 1 つ、北九州事業エリアのものでございますけれども、私どもへの登録につきましては全て本社で一元化しております、本社でシステムに登録されるということでございます。保管事業エリアは北九州だけれども処理事業は大阪で行うということで、その登録の際になさされて、これまでは各九州・沖縄の 8 県の自治体様とは、北九州事業所の営業課の人間が対応させていただいておりましたけれども、処理意向の確認をさせていただきました保管事業者様との契約事務につきましては、大阪事業所の担当者が対応するというので今後大阪事業所で対応させていただくということで考えてございます。

以上でございます。

○上野外部有識者

分かりました。特定されていない事業所というのはいないんですね。

○安井所長（JESCO）

現在までのところ、特定されていないというものはございません。

○上野外部有識者

分かりました。ありがとうございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。中地先生の手が挙がっております。よろしく申し上げます。

○中地外部有識者

中地ですけれども、2 点質問したいと思います。

1 点目は、4 ページの多量保管事業者の廃 PCB 油の搬入の件なんですけれども、ドラム缶台数 681 台で、搬入されているのが 428 台ということで、あと 250 台ほどまだ搬入さ

れていないんですけれども、これは一応、今年度あるいは来年度に搬入して処理をされるということでよろしいのかというのが1点と。

2点目は、21ページのヒヤリハット・キガカリの取組状況の報告の件で、図-6でヒヤリハット・キガカリの内容を見せてもらいますと、破損、漏洩等が多いのが気になるので、施設、設備の老朽化との関係というのはあるのかどうかということで、今後どういうふうに対応されるのかということも含め、対応された内容も含めて少し御説明ください。

以上です。

#### ○安井所長（JESCO）

御質問ありがとうございます。まず、4ページのところの表-4でお示しております多量保管事業者様の油というところでございますけれども、確かにまだ搬入をされていないものがございますけれども、これにつきましては、令和4年度からの事業終了準備期間も活用させていただきまして、処理を継続させていただけるということになりましたので、今年度も処理を継続中というところでございます。今後も、全量処理ということに向けまして、取組を進めてまいり所存でございます。

21ページのところのヒヤリハットでございますけれども、確かに破損ですとか漏洩に該当するようなもので出てきているというところでございます。1件1件の内容についてはいろんな内容がございますけれども、事務エリアのものから操業場所のものまで、少し、例えばドアノブが緩んでグラグラしてきているというものもありますし、現場で置いております液面計等々が少し状況が悪いのではないかとか、そういったようなものも上がってきているということでございまして、内容につきましては全て確認いたしまして必要な対応を取っている、機器の更新ですとかメンテナンスですね、これを一つ一つ進めているというところでございます。ヒヤリハットレベルでとどめて、大きな事故につながらないということの取組はこれからも進めてまいりたいと考えてございます。

#### ○中地外部有識者

分かりました、どうもありがとうございます。

#### ○谷野課長（大阪市）

続きまして、大藤先生から手が挙がっております。よろしく申し上げます。

#### ○大藤外部有識者

ありがとうございます。いつも処理を確実に進めていただいでいて、どうもありがとうございます。

1つちょっと気になりましたのは、4月以降にも新たに登録された、発見された廃棄物が26者であったということなんですけれども、こういった26者に関しては、恐らくこ

れまでの掘り起こしとかで出てきていなかったところだと思うのですが、やはり、今処理をする期間内だからまだいいと思うんですけども、やはりその後もまた見つかることをちょっとやはり心配してしまうので、例えば北九州のところとかでも、処理が終わった後に見つかったところというのがある程度の事業者で出てきていると思いますので、例えばどういう経緯で見つかったのかとか、同じような特徴を持っているようなところでそういうふうなのが見つかるということであれば、そういったところにもう1回ちょっと確認をいただくというのも1つかもしれないですし、あるいは、ほか、今また掘り起こし調査とかをしているところの地域とかに情報共有していただいたりとか、そういったことも大事なのかなと思いました。

以上です。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。ほかの府県市さんの状況はこちらも全て把握しているわけではないんですけども、例えば大阪市で言いますと、やはり今年度に入ってから新たに見ついているというケースがございまして、これまでも掘り起こし調査で調べてきてはおるんですけども、一旦調査をかけたところで、同じ事業者の中でも新たにちょっと探してみると倉庫の隅に新たに安定器が見つかったとかいうケースもございました。また、全くこれまで調査の対象と想定していなかった事業所からも見つかっており、高圧の変圧器、コンデンサを中心に掘り起こし等を進めてきたところなんですけれども、それ以外の電気機器の中で、エックス線の発生装置とか、エレベーターの昇降機とか、そういったところからも新たに見ついているというケースがございました。

今後も、事業終了準備期間において処理を継続するというので、この期間内に処分を完了するように、引き続き取組を進めていくということにしております。

以上でございます。

○大藤外部有識者

ありがとうございます。

○谷野課長（大阪市）

よろしいでしょうか。

ほかに御意見等、ございますでしょうか。

ありがとうございました。それでは引き続き、資料1-1の後半部分の説明をお願いいたします。JESCOさんお願いいたします。

○安井所長（JESCO）

資料 1-1 の 23 ページから御説明を再開させていただきます。

「6. PCB 廃棄物処理施設の設備改造・運用変更」でございます。私どもの事業所といたしましては、この設備改造・運用変更がございますと、環境安全評価委員会という会議を開きまして、その設備改造・運用変更におきまして新たな問題が発生していないのかということを確認するということになってございますけれども、前回の監視部会以降、新たな審査された案件はございませんでした。

トラブル等の報告でございます。先ほどインシデントが 1 件ございましたけれども、こちらの監視部会場で御報告をするような施設の停止や労災に関わるようなトラブルの発生はございませんでした。

その他の説明事項といたしまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う対応状況でございます。当事業所におきましては、入り口に体温測定器やアルコールスプレーの設置、手指の衛生及び、せきエチケット、こういった取組。また事務所、事務室の換気等々の徹底を行いまして、予防処置、時差出勤・在宅勤務といったような取組、また出張抑制、テレワーク、テレビ会議の積極導入ということに取り組んでございますけれども、やはり直近でいいますと第 7 波、7 月下旬から 8 月にかけては JESCO 並びに運転会社、また一部協力会社でも社員の方、またその御家族で感染されるということがございまして自宅療養、自宅待機ということを行いましたが、事業所内ではほかの方に感染が拡大する、いわゆるクラスターといったものは発生してございまして、操業への影響はなかったというところでございます。

視察・見学状況でございますけれども、一時新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして視察・見学を止めておりましたけれども、現在は再開させていただいております。今年度に入ってから 7 月末までに 15 名の方に御視察いただいたというところでございます。

24 ページ、緊急時対応訓練でございます。こちらにつきましては、現場で働いている各グループごと、少人数での、初期活動をどう行うのか、また、全体での訓練というもの、これにつきまして毎月 1 回実施していこうということで取り組んでございます。令和 3 年度は火災発生、また令和 4 年度は漏洩を発生させた場合どう初期活動に取り組むかということでテーマを設定して、各グループごとに取り組んでございます。1 月、2 月につきましては、新型コロナウイルス感染拡大への対応がございまして延期ということでございましたが、この 1 月、2 月分につきましては、4 月、5 月に開催したというところでございまして、現場でシナリオを考えまして、どういったときにどう対応するかということについてしっかりと取組を続けているというところでございます。

25 ページは、安全教育でございます。こちらにつきましては、無事故無災害での PCB 処理を進めるために、所員の安全意識、知識の向上を図るということで、毎月テーマを決めて取り組んでございます。コンプライアンス、また環境マネジメント、熱中症対策等々のテーマにつきまして、今年度も、今年 1 月以降も計画しておりますけれども、多くの場合が書面開催ですとか、出席人数を制限する、また開催時間を短縮する、短時間で取り組む

といったことで、新型コロナウイルス感染症の対策をして取り組んでいるというところ  
でございます。

続きまして、別添資料 1-1 を御説明させていただきます。

「プラント設備解体撤去の準備について」になります。前々回の、昨年 10 月の監視  
部会場で、小型解体室の一部設備につきまして、撤去、将来の解体撤去の準備について  
考えているということで御説明をさせていただきましたけれども、その工事につきまし  
ての結果ということになります。

操業につきまして、事業終了準備期間も処理を継続させていただくということになり  
ました。大阪事業所といたしましては、操業運転をしながら解体撤去の準備として装置、  
機器類の PCB 除去分別ですね。PCB の洗浄等々も行った上で、プラント設備の本格的な解  
体撤去工事に着手したいと考えてございます。

令和 3 年度から施設の解体撤去の準備といたしまして、本格的な解体撤去を行うため  
の作業場所の確保、このために小型解体室の一部装置、機器類について撤去を実施いた  
しました。

今後の営業物や運転廃棄物の処理に係る施設の稼働状況、それを踏まえながら、小型解  
体室にあります装置、機器類、及び大型解体室にあります装置、機器類、こういったもの  
は計画的に撤去することを考えてございます。

今後使用する予定のない配管、タンク類の循環洗浄、これについても行いまして、PCB  
の除去分別も順次進めてまいりたいと考えております。

なお、施設の解体撤去、またその準備に当たっての基本方針としては、環境の保全の徹  
底、工事における万全な安全衛生の確保、また、ステークホルダー様等の理解と信頼の確  
保のために、引き続き解体撤去等につきましても情報共有・情報公開、これに取り組むと  
いうことで取り組んでまいります。

小型解体室の一部解体撤去工事についての御報告でございますけれども、昨年 10 月の  
監視部会でこの内容について御説明しておりますが、その次のページ、別紙 1 に小型解体  
室の平面図をお示ししてございます。太い線で囲われている、若干いびつな形をしており  
ますけれども、こういった小型解体室内の一番右の上に、青い線で機器の外形図をお示し  
しております。U-2207、U-2206、U-2205 といった 3 つの機器、またその下にあります  
N-2102、この 4 つの装置につきまして、外部に搬出したというところでございます。こ  
の装置の搬出に当たりましては、この部屋内の中央部辺りに持ち出しまして解体撤去装  
置類の切断を行ってございます。また、その右のところに赤い丸をつけておりますが、こ  
のポイントで定期的に作業環境測定を実施したというところでございます。

その次のページ、別紙 2 のところが、写真でお示ししておりますが、上の写真が解体撤  
去の前の写真ということでございまして、赤いものがありますが、この装置が U-2207 と  
いう装置になりますけれども、その手前のところに足場材とかそういったものもあると  
いうところでございます。

装置類4つで16.7トンございましたけれども、そのほかにこの部屋の中に、過去の工事や点検のために持ち込まれておりました工事等の残置物、こういったものも相当ありましたので、合わせて40トンのものにつきまして無害化処理認定施設に払い出したというところでございます。その後の、解体撤去後の写真がその下にお示ししているというところでございます。

1ページの方に戻りますけれども、この解体撤去に当たりましては、4月から開始いたしまして6月末に完了をしております。この工事期間中は、定期的に作業環境測定を実施しておりますが、2から4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ということでございまして、作業を行う前、また作業が終わった後が1から2ということでございますので、実施中は若干上昇してはいたけれども、作業環境中のPCB濃度の許容濃度であります10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ は十分に下回っていたというところでございます。

また、この解体撤去した装置類でございますが、撤去する前にそれぞれの装置類に付着しておりますPCBの状況も確認しておりますけれども、0.3から100 $\mu\text{g}/100\text{cm}^2$ ということで、低濃度のPCB汚染物のレベル、これが0.1から1,000 $\mu\text{g}/100\text{cm}^2$ ということになっておりますので、これの内数であったということでございます。作業環境濃度も、0.5以上10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下という範囲でございましたので、そういった内容に応じた防護服をつけて、現場での作業を行ったというところでございます。

別添資料1-1につきましては以上でございます。

#### ○中野副所長（JESCO）

それでは、引き続きまして、別添資料1-2の説明をさせていただきます。長期保全の取り組みでございます。資料1-2を御覧ください。

まず初めにですけれども、令和4年5月に国のPCB廃棄物処理基本計画が変更となりました。大阪PCB処理事業所では、事業終了準備期間、令和6年度末まで、これを活用して処理することとなりました。

これに先立ちまして、地元自治体である大阪市様は、この処理継続の条件として、事業継続に伴う施設の老朽化対策の実施を国に強く要望されております。

事業終了準備期間中の設備・機器の健全な機能を維持し、安全・安定操業の確保を目指し、設備・機器の計画的な更新を主体とした中長期的な保全計画、以下、長期保全計画といいますが、これを策定しまして、PDCAを回しながら設備管理を強化してまいります。

なお今般、施設の撤去解体に際しましても主要機器に対する保全を実施してまいります。

保全形式につきましては、例年どおりでございまして、予防保全と事後保全の二本立てで実施してまいります。

では早速ですけれども、表の説明に入らせていただきたいと思います。表-1を御覧ください。

まずは西棟になりますが、前処理設備関係の主立ったところですが、項目1-5のところにございます判定洗浄装置関係。超音波振動子の交換、これは大体1年で性能が劣化するために交換を実施してまいります。

それから2番目、VTR設備ですけれども、こちらは従来VTRのD号機で腐食環境の負荷が高い廃粉末活性炭を処理してまいりました。ここについて、様々な腐食対策、配管のライニング等をしてきたんですけれども、今般、VTRのD号機がかなり劣化してきましたので、バックアップ機でありますVTRのC号機で腐食対策を取って廃粉末活性炭の処理をするという形に変更いたしました。

2番目につきましては、そのVTRのC号機の腐食対策の実施ということで、配管等の対策を取っていくという形になります。

3番目につきましては、VTRのB号機になります。VTRは全部でA、B、C、D、4基ありますけれども、B号機、こちらは熱電対、これは経年劣化のために交換すると。A、C、D号機につきましては既に実施済みですので、残ってございましたB号機について実施するという形になっております。

それから下に行きまして、4番目です。C号機の第1オイルクーラーとありますが、この第1オイルクーラーは、一番腐食の環境が激しいと考えられておりまして、ここについて渦流探傷試験を実施しております。

一番下、これはタンクですけれども、これは処理物の変化に伴って、高密度のタール等が蓄積しやすい状況になっておりますので、開放点検をして清掃するといった形になっております。

次のページに行ってくださいまして、今度は主に東棟になりますが、東棟につきましては、真ん中ちょっと下ぐらいにありますユニット機器の、まずは水素ガス圧縮機。これはA、B、C、3基ありまして今回はB号機につきまして、前回のオーバーホールから3年経過したために、今年度はこれを実施しております。

それから、ドラム缶の昇降機。これは、7番になりますが、廃粉末活性炭の充填とか東西移送の充填用のエアースタックユニットの交換を実施しています。

それから、低沸蒸留塔関係のフィード配管、これもほぼ定期的に実施しております、清掃を開放点検して実施しております。

一番下のユニット機器、換排気設備ですけれども、先ほど話がありましたが、ダイオキシン関係の問題もあり活性炭の交換を西棟について実施するといった形になります。

以上の表を一覧表にまとめたのが、表-2になります。今年度は更新計画が2件、経年劣化対策が7件の合計9件という形になっております。

そして最後、図-1と2ですけれども、図-1が主に西棟関係、今説明させていただきました①番から⑤番と⑨番の項目の説明です。真ん中に洗浄装置関係の超音波振動子、それから右上のほう、VTR関係、それぞれC号機の腐食対策、そしてB号機については熱電対の交換、それとオイルクーラーの渦流探傷試験。欄外になりますが、廃PCB受槽の清掃

と換排気設備の活性炭の交換となっています。

最終、図-2 ですけども、こちらが東棟になります。東棟の真ん中にありますのは、水素ガス圧縮機です。A、B、CのうちのB号機のオーバーホール。そして右側、第1、第2低沸蒸留塔のフィード配管の清掃。そして欄外、ドラム缶昇降機のエアーホースユニットの交換という形になっております。

以上で説明を終わります。ありがとうございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。ただいまの JESCO さんからの説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

中地先生、よろしく申し上げます。

○中地外部有識者

中地です。1点だけなんですけど、別添資料1-1で小型解体室の一部解体撤去工事の報告があって、1ページの一番下の3行で、16.7トンに加えて、保管されていたもの合わせて40トンを出出したということなんですけれども、それは、資料の1-1の6ページの表-6の年度別出出実績とかという、あるいは7ページの表-8の運転廃棄物処理実績というところには反映されているのでしょうか。

日常的な無害化处理、操業とは違うということで、別途別枠にするのであれば、別枠できちんと表にして出出実績を報告してもらいたいなことが今後必要になると思いますので御検討くださいということです。

以上です。

○安井所長（JESCO）

御質問ありがとうございます。今いただきました、解体撤去の準備で出出したものが40トンございましたけれども、こちらにつきましては、資料1-1の運転廃棄物の処理実績の表-8でございますけれども、こちらの中には入ってございません。表-8は操業に伴って発生いたします運転廃棄物としてお持ちして、別で管理しておりますので、御示唆いただいたとおり、今後この解体撤去準備で発生いたしました廃棄物につきましても、実績管理の御報告をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○中地外部有識者

了解しましたので、よろしく申し上げます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。続きまして、杉本先生から手が挙がっております。杉本先生、

よろしく申し上げます。

○杉本外部有識者

安全な処理の完了に向けて、着実に事業を推進されておりまして御苦労さまでございます。お話を伺っていると、設備の更新とかいろいろなことがすごく注意深く行われているように思うんですけども、それを実際に作業する職員というか、従業員に対する教育が、事業が変わっていくということを考えた上で、すごい失礼な表現なんですけど、なされているのか。

あるいは、あと何年かでこれが終わるとなると、新しい人は採用されなくなり、高齢化していくんじゃないかということが少し気になりまして、そのあたりについて、どんなふうになっているかというのを、もし考えておられることがあれば業務の内容も変わると思うので、お教えいただければありがたいです。

○安井所長（JESCO）

御質問ありがとうございます。現在、まだ操業を継続しておりまして、処理するものにつきましては若干形が変わったり性状が変わるものということがございますが、使用しております設備等と操業は変わりませんので、現在働いていただいている方で続けていただいております。

また、解体撤去準備のために、使用しない見通しになりました配管とかタンク類の洗浄でございますが、これにつきましては、これまでの操業で培った知見等々が十分生かされる内容となっておりますので、継続して現在現場で働いていただいております。

また、解体撤去の本体の工事ということになりますと、これはまた専門の業者さんをお願いするという事になってございます。

最後まで全量処理に向けまして、一体となって取り組んでいるというところでございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

○杉本外部有識者

ということは、今までどおりの会社の人たちが、ほぼ同じメンバーがずっとやっていると今は考えていいわけですね。

○安井所長（JESCO）

はい。そうなります。会社ですので退職される方も少しはございますけれども、そういった、大きく会社が変わるということは今のところございません。

○杉本外部有識者

分かりました。ありがとうございます。

○谷野課長（大阪市）

ほかに意見はございませんでしょうか。

○谷野課長（大阪市）

前半部分を含めまして、ほかに何かございますでしょうか。

よろしければ、次の議題に移りたいと思います。

それでは、議題（2）でございます、環境モニタリング調査についてということで、行政としてのクロスチェック結果につきまして、大阪市から報告いたします。

○大橋課長代理（大阪市）

大阪市環境局産業廃棄物規制グループの大橋でございます。本市が実施しましたモニタリング調査結果について御説明申し上げます。

右肩に資料 2 と記載してございます、令和 4 年度環境モニタリング調査に係る資料を御覧ください。このモニタリング調査に関しましては、JESCO 大阪 PCB 処理事業所の稼働に伴う周辺環境への影響を確認することを目的として、平成 17 年度の JESCO の操業開始前から毎年夏場と冬場の年 2 回実施しているものでございます。

調査場所につきましては、例年どおり、JESCO 大阪 PCB 処理事業所地点の 1 か所と、事業所に最も近い住居地域の地点としまして選定してございます、桜島地点の 1 か所の合計 2 地点で調査を実施いたしました。

また、調査時期に関しましては、例年どおり夏の調査を 7 月に実施しました。また、冬の調査も例年どおり 12 月を予定しております。今回は、7 月に行いました結果を中心に御説明いたします。

1 ページの下、3 番の表に調査結果をお示ししております。例年どおり PCB、ダイオキシン類、ベンゼン等の項目に関しまして測定を行ってございますけれども、例えば一番上に記載してございます PCB の値ですと、調査結果は JESCO 地点におきましては、1 m<sup>3</sup>当たり 0.46ng、桜島地点におきましては 0.45ng ということで、右縁に書いております基準値等と比較しまして非常に小さな値となっております。同じく、ダイオキシン類やベンゼンなどに関しまして、基準値等と比較しまして非常に小さい値となっております。

次の 2 ページには、JESCO 地点。3 ページ目には、桜島地点における平成 17 年の測定開始以降の測定結果を全てお示ししてございます。いずれの項目につきましても、これまでの測定結果と比較して、特筆して数値が上昇している状況はございません。

次の 4 ページにお示ししておりますのが、ダイオキシン類の測定結果の経年変化に関

しましてグラフ化してお示ししたものでございます。JESCO 地点及び桜島地点、いずれの地点における測定結果も、操業開始前と比較しまして特に数値は上がっておりません。また、三角印で示してございます大阪市内のモニタリング地点 3 箇所の市内平均と比較しましても低い値となっております。

以上の結果から、JESCO 大阪 PCB 処理事業所による周辺環境の影響はほとんどないと考えております。

以上でございます。

#### ○谷野課長（大阪市）

ただいまの大阪市からの報告につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかに意見がないようでしたら、次に移らせていただきます。

次、議題（3）にございます、高濃度 PCB 廃棄物処理事業継続等に関する検討要請に対する大阪市の対応状況についてということで、これも大阪市から説明いたします。

#### ○大橋課長代理（大阪市）

引き続き、事務局の大橋より御説明申し上げます。右肩、資料 3 と記載しております 1 枚物の資料を御覧ください。

前回の監視部会におきまして報告させていただきましたが、令和 3 年 9 月 22 日に環境大臣から JESCO 立地自治体に対し、高濃度 PCB 廃棄物について事業終了準備期間を活用し、処理を継続する等の検討要請がなされ、本市に対しましては、少なくとも令和 5 年度末までの処理継続や、北九州事業地域のコンデンサ等の一部を大阪事業の処理対象物とすることについて要請がありました。

このため、本市としまして、市民等への説明会を実施し、検討要請に対する本市の対応について慎重に検討を進めてきたところです。地元説明におきましては、高濃度 PCB 廃棄物が新たに見つかった場合の備えとして、環境保全確保のため JESCO で確実に処理することや、事業終了準備期間内の処理完了について御意見があり、いただいた御意見等を踏まえまして、本年 3 月 28 日付で本市から検討要請に対する回答を環境大臣に行いましたので報告させていただきます。

裏面、4 に本市回答内容を記載しております。環境省からの要請につきまして、先ほど触れましたが、本年 3 月 28 日、条件をつけまして要請を受け入れると回答したところです。

まず 1 つ目としまして、中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪 PCB 処理事業所の安全操業の確保として、具体的には、事業継続に伴う施設の老朽化対策。維持管理徹底について指導監督、財政的支援。大規模自然災害発生時に対する備えの強化を。

2 つ目としまして、事業終了準備期間の厳守として、未把握の PCB 使用機器・廃棄物の

掘り起こしに向けた周知啓発、未処理の PCB 廃棄物の早期適正処理指導に係る技術的支援。事業終了準備期間内の確実な処理完了に向けた財政的支援の継続を。

3つ目としまして、その他として、高濃度 PCB 廃棄物処理事業の進捗状況や環境保全対策について、引き続き情報開示に努めること。本市の環境施策の推進に係る取組への協力を求めたところでございます。

これを受けまして、本年3月31日、環境大臣から本市が提示した条件を承諾する旨の回答がなされたところでございます。

以上でございます。

#### ○谷野課長（大阪市）

ただいまの大阪市の説明につきまして、御意見、御質問等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。そうしましたら、次の議題に移りたいと思います。

続きまして、議題（4）にあります、要請に対する御回答を踏まえた環境省の今後の対応についてということで、環境省様から説明をお願いいたします。

#### ○新保課長補佐（環境省）

環境省廃棄物規制課の新保でございます。資料4の説明をさせていただきます。

ここまでも、冒頭の課長挨拶、大阪市さんの御説明の中でも触れていただいた内容の繰り返しになってしまう部分もあり恐縮ですけれども、環境省では昨年9月に、各事業エリアの処理を確実に完了させるということを目的として、大阪市様をはじめとする高濃度の JESCO の PCB 処理施設の立地自治体の方々に対して、事業終了準備期間を活用した処理の継続、それから、北九州の1期の施設が既に事業を終了しているということで、その後に見えられてしまった変圧器・コンデンサの広域処理について要請をさせていただいたところで、本年3月、4月に各立地自治体の方々から受入れの御回答をいただいたところでございます。改めまして御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

その際に、先ほど大阪市さんからも御説明ありましたけれども、受入条件ということで幾つか挙げていただいております。全ての自治体さんの内容を列挙することはいたしませんけれども、おおむね共通する趣旨といたしまして、処理の安全性を確保すべしという話、それから今回の要請させていただいた期限、その中で確実に処理を完了させること、それから地域の理解の促進に努めること、こういった内容でさせていただきます。

その全て環境省として承諾をするとともに、早期に処理体制を整えるべく要請事項を踏まえ、本年5月31日にPCB廃棄物処理基本計画の変更について閣議決定いたしました。既に新たな処理体制による処理を現在進めているところでございます。

計画の変更のポイントというところですが、要請の内容と対応しておりまして、事業終了準備期間も活用して処理を行うということを計画上明記させていただいたとい

う点と、北九州で事業終了後に発見された変圧器・コンデンサについて、大阪の事業所及び豊田の事業所という 2 か所で広域処理を実施するといったところを盛り込ませていただきました。

環境省といたしましては、JESCO に対する監視・指導體制を強化するとともに、事業に対する理解促進と情報公開、そういったところに必要な予算を確保して、受入条件全般に対応するための取組を進めるとともに、JESCO とも連携いたしまして、引き続き安全第一を大前提とした上で、一日も早い処理完了を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

説明としては以上でございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。ただいまの環境省様からの説明につきまして、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

中地先生、手が挙がっておりますが、よろしく申し上げます。

○中地外部有識者

中地です。1 件ありまして、PCB 廃棄物処理基本計画の変更のポイントというところの枠囲みの 2 番目で、北九州事業所の事業終了後に発見された変圧器・コンデンサについては、大阪事業所及び豊田事業所での広域処理を実施するというところで、会議の冒頭で JESCO 大阪から大阪事業所については、沖縄と九州 8 県の、今のところ 108 者ですかね、これを受け入れるということでしたが、逆にいうと、中国地方、四国地方については豊田事業所が引き受けるということになっていると理解してよいのかというのと。

それと、中国・四国地方の変圧器・コンデンサというのは何台ぐらいあるのかというところを教えてもらえますか。環境省さんなのか JESCO さんなのか、ちょっとその辺についてはどちらからでもいいんですけども、現状をお知らせください。

以上です。

○新保課長補佐（環境省）

ありがとうございます。環境省からお答えさせていただきます。まず、1 点目につきましては御認識のとおりでして、大阪の事業所さんには沖縄と九州の分、それから豊田事業所さんで中国と四国の地方の分を御対応いただくということで、第 1 回の運搬としてお願いしていると。趣旨といたしましては、収集運搬の費用がどうしてもかかってまいりまして、そちらは運ぶ距離によってやはり上がってくるというところで、各事業所さんでの負担がなるべく平準化を図れるようにということで、距離の関係で、地域割りということで初回の運搬については設定をさせていただいているという趣旨でございます。

数量につきまして、まず現時点で把握されている台数が 550 台ほどトータルでございます。

まして、先ほどの地域割りの考え方というところで、現状といたしましては、大阪で九州・沖縄の分が 190 台というところで、豊田が中国・四国というところで、今 360 台というところで、初回の運搬としてはお願いをしているところでございます。

一方で、今後もまた新しく出てくる可能性というのも残っておりまして、そういったものにつきましては、必ずしも今の地域割りという考え方にこだわらず、大阪と豊田さんの負担がなるべく平準化を図れるようにという考え方で台数を調整させていただきたいと現時点としては考えてございます。

以上です。

○中地外部有識者

はい、分かりました。ありがとうございます。

○谷野課長（大阪市）

ほかに、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ただいまの 5 月に PCB 廃棄物処理基本計画が変更されたということで、ちょっとこれを受けまして、大阪市でも今取組を進めています。

○大橋課長代理（大阪市）

事務局の大橋でございます。補足説明をさせていただきます。本市におきましても、先ほど環境省様から御報告がございました、国の PCB 廃棄物処理基本計画の変更を受けまして、その基本計画に即しまして、本市の PCB 廃棄物処理計画を変更することといたしました。

本市の計画変更案につきましては、9 月 30 日までパブリックコメントの受付、意見募集を行っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○谷野課長（大阪市）

それでは、資料 4 につきましては以上でございます。

それでは、ほかに全体を通して御意見等はございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本日予定しておりました議題につきましては以上でございますが、先ほど冒頭、私ども大阪市の部長からも挨拶にありましたが、御案内のとおり本年 3 月末に JESCO 大阪事業所の計画的処理完了期限を迎えまして、計画的な処理が終了しているところでございますが、今後も処理に手間がかかるものの処理ですとか、新たに発見されたものの処理など、今後対応していく必要があるということで、関係自治体の皆様には、早期の処理完了に向けた取組につきまして引き続き対応をよろしくお願いたします。

また、JESCO 様におかれましては、JESCO 様をはじめ運転会社の皆様には引き続き、事故、トラブルのないよう安全に作業を進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

有識者の皆様には、引き続き忌憚のない御意見、御提案をいただきまして、今後の事業運営に反映してまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。

以上で、議事を終わりたいと思います。司会にマイクをお返しします。

○深瀬係長（司会）

皆様方には、長時間の会議、御意見をいただきましてありがとうございました。なお、次回の部会の開催につきましては、関係者の皆様と調整の上、決めていきたいと思ひます。

それでは、本日の部会はこれにて終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。